

## 2021年7月17日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2021年7月17日午後2時から午後5時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔会議研究会および会議

【出席者】

山村、小林、林、玉江、巫（5名）

### 2. 発表

① 田中耕太郎『法の支配と裁判』読書ノート（巫）第五回

【発表した対象論文】

- ・法曹一元制の理念
  - ・忌避権の濫用
  - ・裁判の常識
  - ・裁判における自由と秩序
- （発表済18本、未発表1本）

② 議論

巫：巫が作成した読書ノートの発表がすべて完了した（実際には、1本分が未発表であることが、後から判明）。それによれば、田中は1950年の米国司法の視察旅行で50日間にわたり米国各地の裁判所を見学し、アメリカ流の司法を取り入れるべきだという強い意識を注入され、第2代最高裁長官に就任した。彼の司法行政政策は、

- ・裁判司法について、専門家以外は議論してはいけないとし、法廷侮辱罪を強調して、市民による裁判批判を犯罪扱いした
- ・当事者が判決に不満を持ち、上訴したり裁判官を忌避したりすることは裁判の秩序を乱し、裁判を遅延させることを目的とする妨害行為であると決めつけ、国民の裁判を受ける権利を否定した
- ・訴訟件数が裁判所の能力を超えて対処できない状態を認識しておりながら、人員等を強化させる政策を採用せず、提訴が権利の濫用であるというさかさまの論理を貫いて、訴訟当事者を非難した。
- ・当時の裁判所の人員を所与のものとして、裁判所の能力を強化する政策を否定し、その範囲で裁判官が職務を実施すれば、不十分な訴訟結果が発生しても構わないとした。
- ・裁判官に反共思想を強要し、強引で当事者の権利を踏みにじる訴訟指揮を奨励し、さらに最高裁の人事権を武器に下級裁判所の裁判官を恫喝して独立性を踏みにじた。

- ・アメリカの裁判への干渉は、国民の目に見えないところで受け入れ、積極的に協力した

というもので、この彼の司法行政政策が今日の日本の裁判所の司法行政の骨格となっている。田中が模範にすべきとしている英米の裁判が人類普遍であるか否かは別にして、日本の現在の司法の状態は英米の司法と比べられないほど悲惨なもので、絶望の裁判所と表現されている。大きな問題だ。

小林：田中は学者出身で、裁判官を経験しないままに、最高裁長官になった人物で、裁判を経験していない。裁判について分かっているとは思えない。このような人物を最高裁長官にしたのは間違いだった。

巫：任命したのは米占領軍ではないか

林：田中は米司法の視察で50日間米各地を回っているので、日本ではアメリカ留学の実績を十分に満たしているといわれるだろう。

### 3. 会則の改正案の検討

山村さんと巫がさらに改正案を起案し、小林さんが加筆して、いくつかの案が出たが、さらに巫が次回までに整理して、再検討する。

### 4. 山村さんの裁判の傍聴

2021年7月9日13時30分から、横浜地裁で口頭弁論が行われ、4名が傍聴した。裁判長は即日結審を宣言。山村さんが抗議し、後日、弁論再開を申し入れた。警備員が法廷の周りに遠巻きに配置されていた。

### 5. 予定

- ① 山村さんの裁判

2021年8月27日横浜地裁で判決の予定

- ② 次回の研究会

2021年8月7日14時からZoom会議。Zoomホストは林一郎氏。

### 6. 映像の保存と公開について

映像は保存する。閲覧の要求についてどう対処するかは、今後検討する。

以上

2021年7月19日

巫召鴻